

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録						
令和3年3月29日		開会 午後3時00分		閉会 午後4時20分		
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1					
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			井上 亨	欠席	
	参事			大内 保広	出席	
	総務課長			一木 宙	出席	
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席	
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			根本 光恵	出席	
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	欠席	
	青少年課長補佐			薄井 英里	出席	
	青少年課係長			成田 賢一	出席	
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席	
○事務局員	総務課主幹			二川 和久	出席	
	総務課主事			大江 由華	欠席	
1 議案審議等	議案第8号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第9号	ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第10号	ひたちなか市放課後子ども教室事業実施要綱及びひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定について【公開】				
	議案第11号	ひたちなか市立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令制定について【公開】				
	議案第12号	ひたちなか市教育委員会規則に規定する押印の特例に関する規則制定について【公開】				
	議案第13号	ひたちなか市教育委員会告示に規定する押印の特例に関する告示制定について【公開】				
	議案第14号	ひたちなか市教育委員会訓令に規定する押印の特例に関する訓令制定について【公開】				
	議案第15号	ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱制定について【公開】				
	議案第16号	ひたちなか市埋蔵文化財調査センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第17号	ひたちなか市立小中学校学区審議会規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第18号	ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第19号	ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第20号	ひたちなか市学校運営協議会規則制定について【公開】				
	議案第21号	ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】				
	議案第22号	ひたちなか市立小中学校の学校評議員要綱を廃止する告示制定について【公開】				
	議案第23号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】				
	議案第24号	ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】				
	議案第25号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【非公開】				
	議案第26号	ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱について【非公開】				
	協議事項6	ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定（案）について【非公開】				
	その他	(1)	市立学校におけるいじめの発生状況について【非公開】			

令和3年第5回ひたちなか市  
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:00

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

**議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について**

総務課長 この規則につきましては、教育委員会事務局の組織及び職員の職の設置等について定めているところでございます。その分掌理由を明確にいたしまして、教育委員会内の事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的としているものでございます。資料、新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。今回の主な改正点につきましては、4つございます。まず、3ページの上段の表をご覧ください。第7条、職及び職務でございます。波線が引いてある課長補佐の職務について、こちらは市長部局の組織規則の規定内容と合わせるための改正でございます。後段の技正職につきましては、本年度から教育委員会事務局に当該職名を付された職員がございまして、教育委員会規則にも規定したものでございます。続きまして4ページをご覧ください。こちらにつきましては、まず、指導課の分掌事務でございます。来年度からコミュニティスクールが導入されることに伴いまして、指導課の分掌事務に新たに学校運営協議会に関することを規定したものでございます。その下、青少年課の分掌事務につきましても、現在規定されております放課後子ども教室は、地域学校協働活動の中で一体的に実施いたしますことから、地域学校協働活動としてまとめたものでございます。その他は改正に伴う条ずれの整理でございます。説明は以上でございます。

**【質疑・意見等】**

特になし

\*議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

**議案第9号 ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について**

**議案第10号 ひたちなか市放課後子ども教室事業実施要綱及びひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定について**

## 議案第11号 ひたちなか市立学校職員服務規則等の一部を改正する訓令制定について

総務課長 議案第9号から議案第11号までにつきましては、令和3年4月1日に美乃浜学園が開校することに伴う改正でございます。また、議案第12号から議案第14号までにつきましては、押印の見直しに伴う特別措置の例規についてでございます。ただ、美乃浜学園に関する規則の改正につきましても、押印に係る条項が多数ございますので、それにつきましては、9号から11号の中で、押印の方も合わせて改正することとしております。

まず、議案第9号、ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定についてでございます。関連する規則が7本と非常に多く、内容が被る部分もありますので、一括して資料「議案第9号関係」に新旧対照表等をまとめております。美乃浜学園が開校することから、小中学校又は中学校と規定されている部分に、「義務教育学校」の追加又は校名の条項の追加をしたものでございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、第1条、波線の部分ですが、先ほども申し上げましたとおり、「ひたちなか市立小学校及び中学校」と規定されているところを改正いたしまして、中学校の後に「並びに義務教育学校」という文言を追加しております。続きまして、その下の第6条において「小学校にあつては」となっておりますが、義務教育学校では小学校を前期課程と言いますので、こちらにつきましては「小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては」というような表現に改めております。また、中学校につきましても、こちらも義務教育学校では後期課程となりますので、「義務教育学校の後期課程にあつては」というような改正をさせていただきます。以下、同様の部分につきましては「義務教育学校」というような言葉を追加させていただきます。

続きまして、改正内容(2)でございます。こちらにつきましては、様式の中で「〇〇小学校」又は「〇〇学校長 氏名」となっています。美乃浜学園は最後に「学園」とついておりますので、このままの表現ですと、美乃浜学園でこれらの様式を使用して書類を作る際に支障を来すことから、ここは「学校名」としております。「氏名」というところは「校長」と改めております。以下のこのような様式についても、同様の改正をするものでございます。

続きまして、改正内容(3)でございます。こちらについては、通学区域の改正でございます。資料は23ページになります。通学区域の地図でございますが、右端の海側の方が阿字ヶ浦小学校、平磯小学校、磯崎小学校の通学区域となっております。その学区を美乃浜学園学区としてひとまとめにするものでございます。24ページにつきましても、阿字ヶ浦中学校と平磯

中学校が統合となりますことから、こちらの方もまとめて美乃浜学園学区ということで、中学校の通学区域の図につきまして改正をしているところがございます。

次に（４）になります。（４）は冒頭でも申し上げましたが、押印の見直しによる「印」の削除、「署名又は記名押印」の追加でございます。これにつきましては、国の規制改革実施計画に基づく押印の見直しに関するものでございます。新旧対照表は４８ページになります。様式第１号をご覧くださいと分かると思いますが、押印の廃止ができる様式につきましては、こちらのように印の欄を削除しているところがございます。改正後は記名によるものが可能でございます。続きまして４９ページ、その下になりますが、こちらについては、印のマークを削り、「署名又は記名押印」を追加しているところがございます。これは本人の同意など、その意思をより確認するため、記名の場合には押印を求めることとしているものでございます。残りの改正（４）と（５）につきましては、例規上の表現の修正や様式のレイアウトを調整しております。

次に議案第１０号、第１１号でございます。先ほどの７本は規則でございましたが、美乃浜学園が開校することに伴い、教育委員会の告示についても改正がございます。

それでは議案第１０号、２つの告示についてですが、ひたちなか市放課後子ども教室事業実施要綱とひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱でございます。資料４ページ、放課後子ども教室事業実施要綱の新旧対照表でございます。こちらにつきましても、まず第１条、義務教育学校という表現について、今までは「小学校の施設等」となっていたところを、「小学校又は義務教育学校の施設等」というように、義務教育学校を追加したところがございます。また、第４条につきましても、放課後子ども教室の実施場所が市立「小学校」となっておりましたが、こちらにつきましても改正いたしまして、「小学校又は義務教育学校の施設等」としております。続きまして、６ページをご覧ください。こちらは、いじめ問題連絡協議会設置要綱の改正でございます。こちらにつきましても、第４条の委員の所、（１）「ひたちなか市立小中学校の職員」が委員ということになっておりましたが、ここも「義務教育学校の職員」という文言を追記しているところがございます。

続きまして、議案第１１号にまいります。こちらは、教育委員会の訓令に関わる改正でございます。これについては、美乃浜学園に係りまして３本でございます。まず、ひたちなか市立学校教員服務規程でございます。資料につきましては、１８ページをご覧くださいと思います。様式第１号でございます。ここも、先ほども申し上げましたが、「〇〇学校」となっておりま

すので、美乃浜学園に配慮いたしまして、「学校名」としております。また、押印の見直しもここで一緒に改正しようということで、「印」とありましたところを削除しております。その他の様式につきましても、同様の改正をしております。説明は以上でございます。

#### 【質疑・意見等】

石川委員 18ページのところで、様式第1号の右側のところで、「〇年〇月〇日」と書くところの「〇日」のところがスペースがほとんどない状態なので、様式として出すのであれば、スペースをきちんと開けた方がいいかなと思います。

\*議案第9号 ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について、議案第10号 ひたちなか市放課後子ども教室実施要綱及びひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示制定について、議案第11号 ひたちなか市立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令制定について、全員一致で承認されました。

議案第12号 ひたちなか市教育委員会規則に規定する押印の特例に関する規則制定について

議案第13号 ひたちなか市教育委員会告示に規定する押印の特例に関する告示制定について

議案第14号 ひたちなか市教育委員会訓令に規定する押印の特例に関する訓令制定について

総務課長 議案第12号から第14号まで一括して説明させていただきます。それぞれ資料を付けさせていただいているところがございます。先ほど義務教育学校のところでも説明させていただきましたが、これは、国において規制改革実施計画が閣議決定されたことに伴い、押印の見直しが進められることにつきまして、地方公共団体における押印見直しマニュアルなどが示されましたので、全庁的にこれまでの押印使用の見直しを行うところがございます。教育委員会でも79のしるし行為について見直しを行いました。また、見直しの結果、73のしるし行為につきましては押印等を求める積極的な意味合いが小さいと判断しました。内訳につきましては、市民、事業者が行うしるし行為が53種類、教育委員会の内部しるし行為が20種類、併せて73のしるし行為につきましては、押印廃止をしようとするものがございます。押印を存続させる6

種の手続，こちらの内容につきましては，奨学金や奨学金返還支援，就学援助など，高度な本人確認や第三者による証明等に関するものでございます。ここは非常に本数が多いものですから，次第にもありますが，規則に関するものの押印の見直し，第13号は告示に関するもの，第14号は訓令に関するものというように区分けをいたしまして，それぞれに押印を要しない特例を定めたものでございます。ただ，今回は例規上まだ申請書等に「印」という字が残っているものもございますので，こちらは特例で押印しなくてもいいというような取組はしたのですが，それを削除する規則等の制定につきましては，5月の教育委員会でお諮りする予定としております。説明は以上でございます。

#### 【質疑，意見等】

特になし

\*議案第12号 ひたちなか市教育委員会規則に制定する押印の特例に関する規則制定について，議案第13号 ひたちなか市教育委員会告示に規定する押印の特例に関する告示制定について，議案第14号 ひたちなか市教育委員会訓令に規定する押印の特例に関する訓令制定について，全員一致で承認されました。

#### 議案第15号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱制定について

総務課長 令和3年度より，全公立幼稚園におきまして教育時間外の預かり保育を実施いたしますことから，その実施に関して必要な事項を当該要綱により定めるものでございます。預かり保育の対象となる園児につきましては，（1）家事以外の就労又は就学により，自宅で保護者が教育時間外に保育できない園児等であることが要件となっております。以下，（2）から（9）までの理由によって教育時間外に保育できない園児も対象としているところでございます。続きまして，第4条，実施日及び休業日でございます。実施日につきましては，月曜日から金曜日の通常教育日と，夏休みなどの長期休業日でございます。次に第5条，実施時間でございます。実施時間は，通常教育日につきましては，教育時間終了後の午後2時から午後4時まで，長期休業日につきましては，午前9時から午後4時までとしているところでございます。続きまして第9条，費用の負担でございます。預かり保育の利用におきましては保護者負担金がございます。金額につきましては，次のページ，別表のとおりでございます。通常教育日は1日当たり300円，長期休業日は，預かり時間が長くなることもございますので，1日当たり500

円でございます。また、備考欄にも書いてありますが、月64時間以上就労している保護者につきましては、福祉事務所の幼児保育課で保育の認定を受けた場合は、利用料の上限を1日450円、月1万1300円とするものでございます。説明は以上となります。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第15号 ひたちなか市幼稚園預かり保育事業実施要綱制定について、全員一致で承認されました。

**議案第16号 ひたちなか市埋蔵文化財調査センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について**

総務課長 主な改正点につきましては、議案の5ページを見ていただきたいと思っております。第3条の準用というところがございます。これは、旧規則の15条の方、ページでいうと8ページになりますが、そちらの方に準用規定ということで設けているところがございます。ただ、この15条の規定につきましては、職員の服務等についての部分も入っておりますので、第2条の「職員の職務」の次条に変更するという改正を行うものでございます。これに伴い、準用は、第15条から第3条の方に繰り上がりということになります。次に6ページをご覧いただきたいと思っております。第7条の資料の利用でございます。旧規則の方では、第7条、「閲覧しようとしているもの又は写真撮影等に利用しようとするもの」という表現がございますが、写真撮影の他に、現在ですと動画の撮影等もございますので、その辺りも踏まえまして、新しい規則改正では、写真・映像・その他これ以外に類するものというように、今の時代に即したような改正をいたしております。その他につきましては、条ずれや文言の整理でございます。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第15号 ひたちなか市幼稚園預かり保育事業実施要綱制定について、全員一致で承認されました。

**議案第17号 ひたちなか市立小中学校学区審議会規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について**

学務課長 こちらの規則についてでございますが、ひたちなか市立小中学校学区審議会条例の一部改正に伴いまして、規則においても改正を行おうとするものでございます。条例につきましては、1月の教育委員会定例会において協議をいただきまして、3月議会に提案して議決されたものでございます。資料の3ページをご覧ください。こちらの規則の名称でございますが、「ひたちなか市立小中学校学区審議会規則」を「ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例施行規則」と改正しようとするものでございます。また、第1条になりますが、「ひたちなか市立小中学校学区審議会条例」を「ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例」に改正しようとするものでございます。その他の波線の部分につきましては、文言等を整理したものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第17号 ひたちなか市立小中学校学区審議会規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

**議案第18号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について**

学務課長 こちらの規則は、学校給食センター及び那珂湊第三小学校共同調理場が、学校給食を調理し、配送する小学校等について規定をしているものでございます。このうち、学校給食センターが担当する平磯、磯崎、阿字ヶ浦の各地区に所在する5つの小中学校は、市立美乃浜学園の開校に伴いまして、令和2年度をもって閉校することとなり、また、磯崎幼稚園につきましても、ひたちなか市立幼稚園再編計画に基づき、令和2年度をもって閉園することとなっております。美乃浜学園につきましては、自校方式で給食を調理し提供することとなっております。しかし、学校給食センターにおいては、単独調理場方式により学校給食を提供する学校等が、給食室の改修等により、自校で学校給食を提供することができないときに、代わりに学校給食を調理し、配送をしているところでございます。これらの実情を踏まえ、本規則



に規定する学校給食センターの担当小学校等について所要の改正を行おうとするものでございます。3ページをご覧ください。第2条になりますが、(1)給食センターの「ア」から「オ」までを削除いたしまして、(1)の学校給食センターの後に「次項に規定する学校給食を自校で提供することができない学校等」を追加しております。また、(2)については、那珂湊第三小学校共同調理場の後に「次の学校等」ということで加えております。以上でございます。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第18号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

**議案第19号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について**

学務課長 この規則につきましては、学校教育法第19条の規定により、就学援助費の交付について定めているものでございます。この度、要保護者への就学援助費の交付対象項目といたしまして、新たにオンライン学習費が追加されたことから、要保護者及び準要保護者に対する就学援助費の種類にオンライン学習通信費を追加する改正を行おうとするものでございます。あわせて、令和3年4月1日の義務教育学校の開校及び押印の見直し等に伴いまして、改正、表現の修正その他文言の整理を行おうとするものでございます。資料8ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条、交付の対象者の(1)になりますが、市内の「公立小学校又は中学校」を、市内の「公立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程又は中等教育学校の前期課程」と改正を行おうとするものでございます。また、第3条の援助費の種類になりますが、(13)オンライン学習通信費を追加するものでございます。そのほかの文言に関しましては、整理等をしたものでございます。説明は以上です。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第19号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第20号 ひたちなか市学校運営協議会規則制定について

議案第21号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

議案第22号 ひたちなか市立小中学校の学校評議員要綱を廃止する告示制定について

指導課長 学校運営協議会制度の導入に際し、規則を制定しようとするものが議案第20号でございます。資料の2ページに規則がございますが、第1条からございます。既に国のガイドラインに基づき、あるいは先行している他市町村を基にしておりますので、ポイントとなるところだけ説明させていただきます。まず、学校運営協議会の事務について、第4条にあります(1)から(5)までありますが、これは法律が規定しているものです。資料の7ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項、学校運営協議会は、学校の運営に関し、基本的な方針を作成し、学校長が定めたものを承認を得なければならない、ということの規定しています。第4条の(2)につきましては、情報提供に関すること、7ページの資料の5番、第5項ですが、より関係者の理解を深め、連携、協力を推進、それに資するための情報を積極的に提供するように努める、というのが学校運営協議会の所掌事務になります。さらに、第4条(3)が7ページの第6項、第7項に関係するものですが、学校運営協議会は、運営に関する事項について、教育委員会又は学校に対して意見を述べることができる、併せて7の方では、職員の採用その他任用に関して、任命権者に対して意見を述べるができるということを所掌するものでございます。3ページに戻りまして、第5条、委員の組織は市独自のものとございます。委員の定数を、本市では14人以内というように規定しようとしております。その内訳と関係するものは第6条、委員は当該小中学校長及び校長以外2名の教職員に加え、次に掲げる者から教育委員会から委嘱又は任命するとしております。教職員、校内の内部委員以外に、下の(1)から(5)までを外部、学校外から委員を委嘱し任命しようと考えております。(1)が学校の所在する地域の住民、(2)が学校の保護者、(3)が対象学校の運営する活動を行う者、既に今ある学校評議員でいうと、おやじの会とか読み聞かせの会など想定されるものでございます。(4)が学識経験者、(5)がその他ということ考えております。こういった方々で14名以内という想定は、現在、学校評議員が5名でやっております、学校外から5名を選んでいたところですが、美乃浜学園については3地区が統合するので、美乃浜学園だけは9名ということで想定しております。それ以外は、美乃浜学園を最大数として外部から9名、校内は校長、教頭、副校長そして教務主任を想定しているのですが、最大の美乃浜学園はこれが5名になります。校長1名、教頭2名、

教務主任も2名で、美乃浜学園は5名、他の学校は多くて4名、少ない学校で3名になっております。つまり、14名以内とはしておりますが、美乃浜学園を最大として14名になるだろうということで想定しています。他の学校については、8名から9名位の構成になるのではないかと思います。これは本市独自の部分になります。また、第7条、委員の任期というところも本市が決めたもので、任期は、任命の日から同日の属する年度の翌年度末日までということで、約2年としたいところですが、年度始まってからの任命になり、年度切り替えで交代するというので、このような表記にしております。それ以外の部分につきましては、他市とほぼ同じ内容ということで、割愛させていただきます。あわせて、この学校運営協議会を制定することにより、今ある学校評議員制度を廃止することに関して、議案第21号、学校管理規則の第23条の2に学校評議員について規定されておりましたので、これを削るものとなっております。あわせて、現在ある学校評議員制度の要綱について、議案第22号ですが、それを廃止するものとなっております。以上でございます。

#### 【質疑、意見等】

特になし

※議案第20号 ひたちなか市学校運営協議会規則制定について、議案第21号 ひたちなか市学校管理規則の一部を改正する規則制定について、議案第22号 ひたちなか市立小中学校の学校評議員要綱を廃止する告示制定について、全員一致で承認されました。

#### 議案第23号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

青少年課 議案第23号、ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定についてご説明させていただきます。こちらの要綱は、児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業、学童クラブのことですが、そちらの保育料や入会、退会など、学童クラブの実施、運営に関し必要な事項を定めているものです。今般、令和3年度から公立学童クラブに入会できる対象児童の学年を6年生までに拡大することに伴い、所要の改正を行うものです。また、令和3年度より、美乃浜学園開校に合わせて、様式も所要の改正を行うものです。新旧対照表をご覧ください。第2条中「市立小学校」を「市立の小学校及び義務教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）」に改めます。

第3条第2号も「市立の小学校又は義務教育学校に就学中の児童であること」に改めます。第8条中「28日までに」を「28日、その日が日曜日若しくは土曜日または国民の祝日とする法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の翌営業日」に改め、納付書での納付と口座振替での納付の締切日を合わせようとするものです。第8条の2第5項中の「の翌月」を削り、世帯区分が変更となった場合には変更月から適用できるようにすることで、保護者等の負担軽減と滞納額の縮減に寄与するものと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**【質疑、意見等】**

特になし

※議案第23号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について、全員一致で承認されました。

**議案第24号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定について**

青少年課長補佐 議案第24号、ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。この要綱は、青少年の健全な育成の推進及び非行化の防止に資するために実施しております青少年相談や街頭指導などの事業の実施につきまして、必要な事項を定めているものでございます。今般、この事業を行っております青少年相談員と特別青少年相談員の各事業の目的を統一すること、また、青少年相談員の人数などを現状に合わせることで、押印の見直しの大きく分けて3つに関する所要の改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。まず1つ目、第5条、第8条、第10条、第11条につきましては、青少年相談員と特別青少年相談員の業務等の目的を青少年の健全な育成及び非行化の防止に統一するために、それぞれ「健全な育成及び」又は「青少年の健全な育成及び」を加えております。

続きまして2点目、第7条をご覧ください。第7条第1項第1号につきましては、現在、青少年相談員は非常勤特別職ではございませんので、学校教職員を青少年相談員に委嘱しておりません。そのため、現在の相談員を推薦していただいている現状に合わせて、第1号を「地域別コミュニティ団体の会長等から推薦を受けた者」に改めます。また、第7条第4項につきましては、相談員の定数を、現在の委嘱状況を考慮いたしまして、「110人」を「75人」に改めます。

3点目ですが、様式第3号につきましては、押印の見直しを図りまして、

必ず押印を必要としていたところを、本人の署名又は記名押印を求めるように改めます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【質疑、意見等】

特になし

※議案第24号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の一部を改正する告示制定について、全員一致で承認されました。

教 育 長 ここからは、市長が制定する規則の協議、人事案件等個人に関する案件なので、非公開としたいと思います。非公開とする際は、討論を行わないでその可決を決定しなければならないとされていますので、非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員が挙手)

全員賛成ですので、非公開といたします。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 (16:20)